

伊予市地域包括支援センターだより

いきいき通信

NO.20

高齢者の尊厳と権利を

守るために

消費者の不安をあおって、高額な住宅リフォームを契約させたり、高額な商品売りつけたりする悪徳商法や、電話やハガキで金銭の振り込みを要求する「振り込め詐欺」など高齢者を狙った犯罪が後を絶ちません。

特に、一人暮らしで周囲に相談相手がない人、認知症などで判断力が十分でない人が被害にあうケースが多くなっています。このような判断能力が十分でない方の尊厳と権利を守るための公的制度として「成年後見制度」があります。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症の高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方など、判断能力が十分でない

方が、財産の管理、介護・福祉サービスの利用、施設入所の契約など、生活をしていくうえで必要な法律行為を行う場合に、本人をサポートする「成年後見人」等を選任しておくことで、本人の意思をできる限り尊重しながら権利と財産を守り、支援する制度です。

成年後見制度の種類

《任意後見制度》

将来、判断能力が低下した場合に備えて、「誰に(受任者)」「どのようなことをしてもらうか」をあらかじめ決めておく制度。

《法定後見制度》

判断能力が不十分になってから家庭裁判所へ申し立てを行うことで、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任する制度。本人の判断能力の程度に

よって「補助制度」「保佐制度」「後見制度」の3つに区分されます。

成年後見人の業務

- 預貯金の管理や不動産の処分などの財産管理
- 日常生活に必要な契約などの法律行為

○介護・福祉・医療施設への入退院の契約や費用支払い など

※食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の業務ではありません。

利用方法

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に申し立てを行い、審判を受ける必要があります。申し立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人受任者です。場合によっては、市長が申し立てることもあります。

《利用料》

- 裁判所へ申し立てを行う手数料
- 公正証書作成手数料(任意後見)
- 利用者の判断能力を確認するための鑑定や診断料
- 後見人の報酬 など



■問い合わせ

- 松山家庭裁判所
☎ 945-5000
- 日本司法支援センター法テラス愛媛
☎ 050-3383-5580
- 松山合同公証役場(任意後見契約について)
☎ 941-3871



いきいき講演会のご案内

内子町出身で、元東宝(株)常務取締役の大橋雄吉先生を講師に迎え、講演会を開催します。
数々の映画作品を手掛けた経歴を、懐かしい映像とともにお話しいたします。入場は無料です。お気軽にご参加ください。
■日時 9月9日(水)、14時〜開場13時30分

■場所 伊予市市民会館

伊予市地域包括支援センター

(伊予市役所1階長寿介護課内)
☎ 982-1111(内線544555)